

議会運営委員会

令和7年11月25日（火）

午前9時59分開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

光陰矢のごとし、今年も残すところ、あと40日余りとなってきましたが、インフルエンザが結構はやってきておりますので、風邪には十分お気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

本日は、令和7年第4回尾鷲市議会定例会に係る議会運営委員会開催ということでお集まりをいただきました。

それでは、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和7年第4回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」までの議案が14件で、内訳といたしましては、条例の新規制定議案が2件、条例の一部改正議案が7件、補正予算議案が第4件及び人事案件に係る議案が1件であります。

その他、報告第14号「専決処分事項の承認について」の報告が1件であります。

これら提出議案の詳細につきまして、総務課長より説明いたさせます。

なお、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長、田中利保氏は、任期満了により本年12月22日をもって退任されることから、新たに出口隆久氏を任命いたしたく上程いたしております。

出口氏は、人格が高潔で、教育現場に明るく、本市教育委員会や尾鷲市教育事務所などで要職を歴任されております。特に教育行政に関し識見を有しておられることから、教育長として本市教育行政に誠意を持って取り組んでいただけることを確信しております。何とぞ深い御理解をいただき、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございました。

それでは、今定例会の提出議案の説明を求めます。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年第4回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」につきましては、地域との共生を図り、安全で安心な海水浴場の確保に資するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、4ページの議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」につきましては、観光課題の解決に資するため、市が設置する駐車場の設置及び管理に関し定めることを目的とし、条例を制定するものであります。

次に、8ページの議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」につきましては、令和8年4月1日から実施予定の組織機構の見直しに伴い、課名の変更を行う必要があることから、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページの議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、市で使用している印鑑登録システムを含む総合住民情報システムが国の示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することから、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページの議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員報酬月額を改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページの議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び副市長の給料月額を改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページの議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の給料月額を改定することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、18ページの議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきましては、近年の物価高騰の家計への影響を鑑み、大学等に進学する者とそ

の家庭の経済的負担を軽減することを目的に、条例の一部を改正するものであります。

次に、20ページの議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布により、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、24ページの議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」から、27ページの議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの4議案について一括して説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第7号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ6,969万円の増額、特別会計では、国民健康保険事業会計で826万8,000円の増額であります。企業会計の病院事業会計では、歳入で1億7,245万8,000円、歳出で1億1,083万6,000円のそれぞれの減額、水道事業会計では、歳入で18万3,000円の増額、歳出で94万1,000円の減額であります。

2ページを御覧ください。一般会計の歳入です。

補正の主なものといたしまして、14款国庫支出金21万8,000円の増額は、制度改正に伴う児童扶養手当負担金の増額であります。

15款県支出金251万4,000円の増額は、公的備蓄品の購入等に対するいのちを守る防災・減災総合補助金171万2,000円の増額、交付額の確定による鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金147万2,000円の増額が主なものであります。

16款財産収入2万円の増額は、農林関係土地貸付料増額であります。

17款寄附金3,936万1,000円の増額は、地方創生応援寄附金として三つの法人から合わせて1,610万円、林業振興事業寄附金として一般財団法人尾鷲みどりの協会様から2,230万円、保健費寄附金として明治安田生命保険総合会社様から96万1,000円の御寄附を頂いたものであります。

18款繰入金は410万5,000円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から25万2,000円及び前年度精算分として国民健康保険事業会計繰入

金 3 8 5 万 3 , 0 0 0 円のそれぞれの増額であります。

2 0 款諸収入 2 , 3 4 7 万 2 , 0 0 0 円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金 2 , 3 0 6 万 3 , 0 0 0 円及び立木伐採補償料 4 0 万 9 , 0 0 0 円のそれぞれの追加であります。

3 ページを御覧ください。歳出であります。

款別の補正額につきましては、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものにつきまして、歳出明細書で説明いたします。

4 ページを御覧ください。

各款共通の人件費のうち主なものは、特別職で市長、副市長の給与に係る削減措置を終えることに伴う給料、期末手当等合わせて 2 1 2 万 1 , 0 0 0 円の増額、教育長分として 1 9 万 6 , 0 0 0 円、また、一般職の報酬は、会計年度任用職員報酬 9 9 0 万 8 , 0 0 0 円の減額、給料は、昇給に伴う増加分及び人事異動等に係るその他の増減分を合わせて 1 , 8 0 1 万 3 , 0 0 0 円の減額、職員手当は、退職手当の増加等により 6 3 1 万 8 , 0 0 0 円の増額、共済費が 2 1 7 万 3 , 0 0 0 円の増額であります。

次に、総務費であります。主なものとして、財産管理費の基金積立金として、尾鷲みどりの基金積立金 2 , 2 3 0 万、ゼロカーボンシティ推進基金積立金 1 , 5 0 0 万の増額が主なものであります。防災費の防災対策費 2 4 0 万円の増額は、寄附金を活用し、非常時用燃料等の危険物保管庫を購入するものであります。

民生費であります。社会福祉総務費の紀北広域連合負担金は、人件費等の増額により 2 0 0 万 8 , 0 0 0 円の増額、国保基盤安定負担金前年度精算金 2 8 9 万円の追加及び国民健康保険事業特別会計繰出金 5 8 2 万 8 , 0 0 0 円の増額であります。次に、国民年金費は、総合住民情報システム改修業務委託料 1 1 3 万 3 , 0 0 0 円の追加、また、母子父子福祉費は、制度改正に伴う児童扶養手当 6 5 万 7 , 0 0 0 円の増額であります。

5 ページを御覧ください。

衛生費であります。保健事業普及費につきましては、頂いた寄附金を活用し、公用車を購入する費用として 1 3 0 万 3 , 0 0 0 円の追加であります。また、塵芥処理施設費につきましては、清掃工場の光熱水費として 1 6 9 万 8 , 0 0 0 円を増額するものであります。

次に、商工費につきましては、観光費で、九鬼及び三木里地区の観光駐車場の管理に係る看板設置や監視カメラ購入費等合わせて 2 6 9 万 5 , 0 0 0 円の追加であ

ります。

次に、消防費につきましては、常備消防費の三重紀北消防組合負担金が、人件費の追加等に伴い2,287万の増額であります。

次に、教育費であります。事務局費で、食材費の高騰による児童・生徒学校給食費給付金350万の増額、文化財保護費で、三木里枯松伐採業務委託料48万9,000円の追加、保健体育総務費は、利用者の増加による紀北健康センター利用料負担金150万円の増額であります。

続きまして、6ページを御覧ください。

債務負担行為補正であります。

まず、追加が37件であります。複合機使用料以下、7ページの運動場施設管理業務委託まで、記載のとおりでございます。いずれも、来年度以降における事業の円滑な執行を図るための債務負担行為を設定するものであります。

また、変更1件につきましては、プロポーザルの結果により、総合計画、後期基本計画及び総合戦略策定支援業務委託の限度額605万から487万9,000円に減額するものであります。

続きまして、8ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ826万8,000円の増額であります。

歳入につきましては、4款繰入金826万8,000円の増額で、一般会計繰入金582万8,000円の増額及び国保財政調整基金繰入金244万の増額であります。

また、歳出につきましては、1款総務費が、人件費の増加により441万4,000円の増額、8款諸支出金は、一般会計繰出金385万4,000円の増額であります。

次に、9ページを御覧ください。病院事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収入及び支出のうち、収入は、入院及び外来患者数の減少により、医業収益が1億7,245万8,000円の減額であります。

支出につきましては、応援医師数の減等による給与費の減及び患者数の減等による材料費の減などにより、医業費用が1億837万2,000円の減額、医業外費用は、控除対象外消費税の減額等により246万4,000円の減額であります。

10ページを御覧ください。

債務負担行為補正につきましては、プロパンガス購入費以下、合計20件の追加

で、それぞれの期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、11ページを御覧ください。水道事業会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出の収入は、営業外収益で、令和6年度決算値の反映による長期前受金戻入の減額及び雑収益の増額により18万3,000円の増額、支出では、営業費用が、人事異動等による人件費の増額及び決算値の反映により95万8,000円の減額、営業外費用が、消費税及び地方消費税の増額により1万7,000円の増額であります。

債務負担行為につきましては、複合機使用料1件を設定するもので、期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

補正予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書に戻りまして、28ページを御覧ください。

議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長、田中利保氏の任期が本年12月22日をもって満了となることから、新たに、人格が高潔で教育現場や教育行政及び文化に関し識見を有する出口隆久氏を教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書の30ページを御覧ください。

報告第14号「専決処分事項の承認について（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）」）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、今月10日に専決処分を行ったもので、内容につきましては、損害賠償請求事件の控訴審対応に要する弁護士費用で、歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加する補正予算であります。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○南委員長 議案14件と専決処分の説明を受けました。

この際、ここで御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 この後、全協でもまた同じことをやるんですね。

○南委員長 はい。

○西川委員 そのときにまた詳しく聞かせてもらいます。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 他にないようでございますので、次に、議事日程について、事務局長より説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　それでは、議員派遣に……。ごめんなさい。

○南委員長　議員派遣でもええよ、してもうたら。お願いします。議員派遣のほうをお願いいたします。

○高芝議会事務局長　失礼しました。

まず、事項書2番の議員派遣について説明させていただきます。

令和8年1月26日、伊勢市におきまして、第171回三重県市議会議長会定期総会が開催される予定でございます。議長とともに仲副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、本定例会最終日に議決いただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

続けて。

○南委員長　お願いします。

○高芝議会事務局長　会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は、12月2日火曜日から17日水曜日までの16日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

12月2日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明（審議留保）、これは、先ほど執行部から説明がございました議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から、議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの計13議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第77号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」であり、この取扱いにつきましては、議案上程、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略する形で、討論、採決を行う予定とさせていただきます。

なお、教育長候補者の出口氏につきましては、この後開催される全員協議会におきまして御挨拶をいただく予定となっております。

次に、報告、質疑、討論、採決、これは、報告第14号「専決処分事項の承認について（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）」についてでございます。

次に、翌12月3日水曜日から5日金曜日までは議案調査、6日、7日は土日のため休会となります。

8日月曜日午前10時より本会議を再開し、2日に上程、提案されております議

案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

11日木曜日から15日月曜日までは行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。16日火曜日は予備日とし、17日水曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

引き続きまして、各発言通告書の提出期限でございますが、一般質問発言通告書提出期限につきましては12月3日水曜日の午前11時まで、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第77号及び報告第14号については12月1日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては12月3日水曜日の午前11時まで。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第77号及び報告第14号につきましては12月1日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては12月16日火曜日の午前11時までとさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございました。

ただいまの議員派遣の件と議事日程等について御質問ある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようでございますので、これをもちまして、議会運営委員会を終了いたします。御苦労さまでございました。

（午前10時23分　閉会）